

京都市告示第 156 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 8 月 2 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾経41号線	西京区松尾万石町24番地地先から	旧	メートル 12.10	メートル 3.15 ~ 4.25
	同区松室庄田町27番地の1地先まで	新	12.10	3.80 ~ 4.35
松尾緯9号線	西京区松室庄田町27番地の1地先から	旧	13.00	4.50 ~ 7.00
	同区松尾万石町22番地地先まで	新	12.70	4.00 ~ 5.10

(建設局道路部道路明示課)